軽度者に対する福祉用具貸与を要する例外給付に関する理由書

あて先）　佐賀中部広域連合　連合長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出日：　　　　　　　年　　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者 | ふ　り　が　な |  | 性　別 | [ ] 男　　　・　　　[ ] 女 |
| 氏　　名 |  | 生年月日 | [ ] 明　・　[ ] 大　・　[ ] 昭　　　　 |
| 被保険者番号 |  |  | 　年　　　　　月　　　　　日 |
| 要介護状態区分 | 申請中（　[ ] 新規　・　[ ] 更新　・　[ ] 変更　）・　[ ] 要支援１　・　[ ] 要支援２　[ ] 要介護１　・　[ ] 要介護２　・　[ ] 要介護３（※要介護２・３は自動排泄処理装置の場合のみ） |
| 要介護認定有効期間 | 年　　　　　月　　　　　日　　～　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 必要な福祉用具 |
| [ ] 　車いす及び車いす付属品 | [ ] 　認知症老人徘徊感知機器 |
| [ ] 　特殊寝台及び特殊寝台付属品 | [ ] 　移動用リフト（つり具の部分を除く） |
| [ ] 　床ずれ防止用具及び体位変換器 | [ ] 　自動排泄処理装置 |
| 医師からの所見 | 確認日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 主治医への確認通知書の提示 | [ ] 必要　・　[ ] 不要 |
| 医療機関名 |  | 主治医氏名 |  |
| 利用者の状態像の確認方法 | [ ] 主治医意見書　　　　[ ] 医師の診断書　　　[ ] 主治医より意見聴取 |
| 原因となる疾病名 |  |
| 利用者の状態像　（別表２参照） |
| [ ] ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第３１号のイ（別表１）に該当する者 |
| [ ] ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第３１号のイ（別表１）に該当するに至ることが確実に見込まれる者 |
| [ ] ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から利用者等告示第３１号のイ（別表１）に該当すると判断できる者 |
| サービス担当者会議実施日 | 　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| （理由・状況等） |
| 提出者 | 計画作成者事業所名及び連絡先 | TEL　：　 |
| 担当者氏名 |  | 事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 上記の理由書について、次のとおり確認しましたので通知します。　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　佐賀中部広域連合長[ ] 　給付対象　貸与期間　：　令和　　　年　　　月　　　日　～　令和　　　年　　　月　　　日[ ] 　給付対象外 | 受付印 |

　※貸与期間の更新、貸与品目・介護度・担当の介護支援事業所に変更がある場合は再提出ください。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者イ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
| ア）車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者（１）日常的に歩行が困難な者 | 基本調査１－7【歩行】「３．できない」 |
| （２）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | ― |
| イ）特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者（１）日常的に起き上がりが困難な者 | 基本調査１－４【起き上がり】「３．できない」 |
| （２）日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３　【寝返り】「３．できない」 |
| ウ）床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３　【寝返り】「３．できない」 |
| エ）認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者（１）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査３－１【意志の伝達】「２．ときどき伝達できる」・「３．ほとんど伝達できない」・「４．できない」のいずれか又は・基本調査３－２【毎日の日課を理解】・３－３【生年月日をいう】・３－４【短期記憶】・３－５【自分の名前をいう】・３－６【今の季節を理解】・３－７【場所の理解】のいずれか「２．できない」又は・基本調査３－８【徘徊】・３－９【外出して戻れない】・４－１【被害的】・４－２【作話】・４－３【感情が不安定】・４－４【昼夜逆転】・４－５【同じ話をする】・４－６【大声を出す】・４－７【介護に抵抗】・４－８【落ち着きなし】・４－９【一人で出たがる】・４－１０【収集癖】・４－１１【物や衣類を壊す】・４－１２【ひどい物忘れ】・４－１３【独り言・独り笑い】・４－１４【自分勝手に行動する】・４－１５【話がまとまらない】のいずれか「２．ときどきある」もしくは「３．ある」その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 |
| （２）移動において全介助を必要としない者 | 基本調査２－２「４．全介助」以外 |
| オ）移動用リフト（つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当する者（１）日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査1－８「３．できない」 |
| （２）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 | 基本調査　２－１「３．一部介助」又は「４．全介助」 |
| （３）生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | ― |
| カ）自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者（１）排便が全介助を必要とする者 | 基本調査　２－６「４．全介助」 |
| （２）移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査　２－１「４．全介助」 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| ⅰ | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第３１号のイ（別表１）に該当する者　例　：　パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象　など |
| ⅱ | 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第３１号のイ（別表１）に該当するに至ることが確実に見込まれる者　　例　：　がん末期の急速な状態悪化　など |
| ⅲ | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から利用者等告示第３１号のイ（別表１）に該当すると判断できる者　　　例　：　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避　など |